

2. 定款一部変更の件

1. 変更の目的

この度の公益法人制度改革の趣旨に則り、法人運営の適正性・透明性を確保するため、外部理事及び外部監事の選任に関する事項について、定款を整備したい。

●公益法人制度の変更

令和7年度通常総会の役員改選において、外部理事※、外部監事を設置しなければならない。

なお、外部理事、外部監事正は、正会員以外から選定しなければならない。

(※) 収益・費用3000万円以上の法人は、外部理事を設置しなければならない

2. 変更内容

【現行定款】

(役員の配置)

第18条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 40名以上80名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

【変更案】

(役員の配置)

第18条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 40名以上80名以内

(2) 監事 5名以内

2 理事のうち1名を会長、15名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。